

第5版はしがき

経済法は、近年、最もダイナミックな展開が見られる法分野の1つである。第4版の出版後、平成17年の独禁法の大改正のわずか4年後に、平成21年改正が行われ、改正法は平成22年1月1日から施行される。平成21年改正は、主として独禁法の執行力の強化を目的とする。第1に、課徴金の適用範囲を拡大し、排除型私的独占および一定の不公正な取引方法も課徴金の対象とする。第2に、カルテルの主導的事業者に対する課徴金を5割増しとする。第3に、課徴金減免制度を拡充する。第4に、企業結合規制の見直しを行う等である。

私たちは、今回の改正のすべてに必ずしも賛成しているわけではなく、経済法研究者として、むしろ反対の見解をすでに表明している（「独占禁止法等の改正案に関する意見」法律時報80巻5号94頁（平成20年））。経済基本法である独禁法が複雑化し、特に不公正な取引方法にいたっては、複雑・怪奇な条文となっており、独禁法に対する国民の理解を妨げるのではないかと危惧を覚える。

景品表示法は、平成21年9月1日に消費者庁が発足し、管轄が公取委から消費者庁に移管されたため、条文が一部改正されたが、実質的な変更はない。独禁法の特別法としての性格は残っているので、本書にそのまま収録している。

公取委のガイドラインについても、平成19年に企業結合ガイドラインが改定され、独禁法平成21年改正を受けて、平成22年に更に改定されている。平成19年には、特許・ノウハウライセンス契約ガイドラインが改定され、知的財産ガイドラインが策定されている。また、同年、農業協同組合ガイドラインが策定されている。

裁判所の判決、公取委の審決においても、注目すべき重要な判決・審決が出されている。

ダイナミックな展開に触発された執筆者一同の経済法への思い入れが読者に伝わることを心から念じている。教科書の賞味期限が最近短くなったことにつ

いては、読者の負担増も含め、編者としては複雑な思いがある。先端分野を走り、他の法分野のモデルとなっている経済法の宿命かもしれない。なお、最新の情報については、公取委のホームページ <http://www.jftc.go.jp> を参照されたい。公取委の審判制度を廃止し、排除措置命令等に対する不服審査は東京地裁で行うこととする平成22年独禁法改正法案が通常国会に提出されている。

最後に、第5版の刊行にあたっては、法律文化社社長秋山泰氏に大変お世話になった。ここに記して感謝する次第である。

平成22年3月30日

編 者

はしがき

経済法は、近年、最もダイナミックな展開がみられる法分野の一つである。第二次大戦後半世紀を経て、さまざまの制度や仕組みの見直しが要請されているが、経済法もその例外ではない。国内経済法においては、日本市場の開放を迫った日米構造問題協議を受けた独禁法の執行強化と政府規制の緩和の動きは、急ピッチにしかも深く広く日本の経済社会に浸透しつつある。国際経済法においても、GATT（関税と貿易に関する一般協定）体制からウルグアイ・ラウンド交渉を経てWTO（世界貿易機関）体制へと大きく変容しつつある。これらの動きは、経済法が法として機能し始めたことを示している点で極めて重要である。ある意味では、経済法のテキストを執筆するのに最もふさわしい時期にあるといえる。

本書は、執筆者の構想するるべき経済法を提示するのではなく、現実に法として機能している経済法を可能な限り客観的に明らかにするものであり、このような意味での経済法の標準的なテキストを目指している。したがって、現実に一般的に通用している見解に従い、制度説明や論点解釈を行っている。本書の中心をなす独禁法についていえば、条文に沿い、主として判決例と公取委の審決例や解釈運用基準によりつつ、実定法として機能している最新の内容を明らかにしている。また、コラムとして、日米構造問題協議、入札談合等の重要なトピックスを適宜配置しているが、これは、読者の現実に即した関心を喚起するためである。

本書では、現代の経済法の理解にとって重要であると思われる領域として、独禁法を中心として、政府規制制度、知的財産権法、国際経済法の領域を取り上げている。経済法とは、通常、国内経済法のことを指し、その中核を占めるのが独禁法であり、政府規制制度と知的財産権法とが独禁法との関連が最も深いからである。また、国内経済と国際経済との関連は密接であり、国内経済法

の理解にとっても国際経済法の理解を欠かすことができないからである。

経済法の領域は広く、独禁法だけを取り上げても、論ずるべき課題は多く、一人では、これだけの領域をこなすことは容易ではない。他方、執筆者が多くなると、執筆者の独自の見解が強く出すぎて、全体のバランスが悪くなるおそれがある。本書の執筆者は、幸い同じ関西経済法研究会のメンバーであり、毎月、研究会で活発な議論を行い、知的刺激を相互に受け合っており、このような研究会メンバーの協力によってはじめて本書の完成が可能となった。本書刊行の目的が果たされているかどうか、読者の忌憚のない御批判と御教示をお願いする次第である。

最後に、本書刊行に当たっては、法律文化社編集部岡村勉氏に大変お世話になった。ここに記して感謝する次第である。

平成8年4月1日

編 者